



石川労働局発表
平成 27 年 9 月 28 日(月)

【照会先】
石川労働局職業安定部需給調整事業室
室長 宮崎栄一郎
室長補佐 諸田 一良
(直通電話)076(265)4435

報道関係者 各位

「改正労働者派遣法等に係る説明会」の開催について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「改正労働者派遣法」という。)については、9月11日に成立し、9月30日から施行されることとなりました。

石川労働局では派遣元事業所(一般・特定)及び派遣先事業所(派遣労働者受入れ事業所)に対し、改正労働者派遣法について、下記のとおり説明会を開催することとします。

◆対象・日時・場所

(1)派遣元事業所(一般労働者派遣事業)説明会

月日	時間	場所
10月6日(火)	9:30~12:00	石川県地場産業振興センター 新館 コンベンションホール (金沢市鞍月 2-20)
	13:30~16:00	

(2)派遣元事業所(特定労働者派遣事業)説明会

月日	時間	場所
10月7日(水)	9:30~12:00	石川県地場産業振興センター 新館 コンベンションホール (金沢市鞍月 2-20)
	13:30~16:00	

(3)派遣先事業所説明会

月日	時間	場所
10月9日(金)	13:30~16:00	石川県地場産業振興センター 本館 大ホール (金沢市鞍月 2-20)
10月14日(水)	13:30~16:00	小松市民センター 小ホール (小松市大島町丙 42-3)
10月15日(木)	13:30~16:00	七尾サンライフプラザ 2階 視聴覚室 (七尾市本府中町ヲ部 38)

◆内容

- (1)改正労働者派遣法について
- (2)労働契約申込みみなし制度について

(注)

- 「一般労働者派遣事業」とは、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業(いわゆる登録型派遣など)をいいます。
- 「特定労働者派遣事業」とは、常時雇用される労働者だけを労働者派遣の対象として行う労働者派遣事業をいいます。